

4. 国土強靱化地域計画

(1) 国土強靱化の概要

① 国土強靱化の背景

わが国は、多くの自然災害等に対し、さまざまな対策を講じてきたものの、甚大な被害を受け長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。近年は、気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する傾向にあります。

須坂市では、令和元年東日本台風被害で、近年経験したことのない甚大な被害が発生しました。こうした大規模自然災害の際に「生命や財産、暮らしを守る」ため、いかに備えるかで被害の状況は大きく変わります。

国では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という。）が交付・施行され、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています

本市においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、2021年3月、国土強靱化地域計画を第六次須坂市総合計画と一体的に策定し、強靱化に向けた諸施策を推進してきました。

計画の進展に伴い、実施している施策もその進捗状況に合わせ見直しを行う必要があります。今回、第六次須坂市総合計画・後期基本計画の策定に併せ、国土強靱化地域計画の見直しを行い、後期基本計画と一体的に策定しています。

災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、本計画を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

② 強靱化を推進する上での考え方

基本構想におけるまちの将来像「『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」を強靱化する上での将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」の4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限に生かし、市の強靱化を推進します。

- ☞ 人命の保護が最大限図られること
- ☞ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ☞ 市民の財産及び公的施設に係る被害の最小化
- ☞ 迅速な復旧復興

③ 取組推進上の留意点

強靱化計画は、市民や関係機関との協同により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

(2) 国土強靱化にかかる基本目標

国及び長野県の基本目標と、国及び県が「起きてはならない最悪の事態」で設定した事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、また、過去に発生した自然災害（地震、風水害）を教訓としながら須坂市の強靱化を推進するため、須坂市国土強靱化地域計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり本計画の「基本目標」を設定します。

【国土強靱化にかかる基本目標】

1. あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
2. 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動が行われるとともに、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
4. ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
5. 流通・経済活動を停滞させない
6. 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

この国土強靱化基本目標と、長野県強靱化計画に示されている想定するリスクのうち、本市の地域特性を考慮し、須坂市における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態 一覧

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生
	1-5	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助・救急・医療活動が行われるとともに被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	市職員・施設等の被災により行政機能の大幅な低下
	3-3	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要なものに伝達できない事態
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
5 流通・経済活動を停滞させない	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-4	危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出
	5-5	農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下
6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-3	復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退

(3) 強靱化に向けた取組

① 強靱化の推進に向けた分野の設定

取り組むべき施策については、本計画の目指すまちの姿を基本目標として、分野を設定します。

《設定する分野（目指すまちの姿の基本目標）》

- 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち
- 2 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち
- 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち
- 4 一人ひとりが学び、高め合うまち
- 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち
- 6 活力と賑わいのある自立したまち
- 7 市民とともにつくる持続可能なまち

② 各分野の強靱化に向けた取組

本計画の各分野（目指すまちの姿の基本目標）における施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組については、各施策のページに記載しています。

さまざまな取組を通じて

- ☞ 被害をできる限り少なくすること
- ☞ 被害を受けた時、迅速に回復すること

を目指します。

**(4) 起きてはならない最悪の事態と
分り別施策との整理対照表マトリクス**

			1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる					2 負傷者等に対し、迅速に救助・救急・医療活動が行われるとともに被災者等の健康、避難生活環境を確保する										
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5						
			地元の火災による死傷者の発生	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地などの発生	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	長期にわたる孤立集落等の発生、大雪を含むや、被災地での食料・飲料水の長期にわたる不足	警察・消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	医療機関、医療従事者の不足や工場の被災による医療機能の麻痺	ネグレクト供給の長期途絶、医療施設による被災者の健康状態の悪化	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化	被災地における感染症等の大規模発生			
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1 人権尊重・共生社会の実現															
			2 健康づくりの推進															
2	みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	2 健康長寿のまちづくり	3 地域医療支援体制の推進															
			4 生きがいづくりと介護予防の推進															
			5 高齢者福祉の充実															
			6 地域福祉の推進															
		3 みんなで支えあう福祉のまちづくり	7 障がい者福祉の充実															
			8 生活困窮者への支援															
3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	4 安心して子育てができるまちづくり	9 切れ目のない子育て支援の充実															
			5 次代を担う人材を育むまちづくり	10 特色ある教育の推進														
			11 家庭や地域社会で輝く子どもの育成															
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	12 多様な生涯学習の推進															
			7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承														
				14 スポーツ活動の充実														
			8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	15 防災体制の充実														
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	16 消防・救急体制の充実															
			17 交通安全対策の推進															
			18 消費生活の安全確保と意識向上															
			19 地域安全活動の推進															
			20 土地の有効利用の促進															
		9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	21 安定的で持続的な上下水道の運営															
			22 道路整備や治水対策の推進															
			23 安心して快適な住環境の推進															
			24 公共交通の確保															
			25 自然環境の保全															
10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	26 良好な景観づくりの推進																	
	27 循環型社会の推進と地球温暖化対策																	
	28 農業の振興																	
6	11 多様な産業の活力あふれるまちづくり	29 森林の保全・活用																
		30 強みを活かした持続的発展可能な産業の実現																
		31 雇用機会の充実と産業人材の育成																
	12 交流と賑わいのあるまちづくり	32 商業の活性化																
		33 地域資源を活かした観光の振興																
		34 特色を生かした地域振興の推進																
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり	35 広聴・広報の充実															
			36 DXの推進															
			37 長期的展望に立った行政運営															
		14 活力にみちた共創のまちづくり	38 移住定住の促進及び若者の結婚支援															
			39 協働・市民参画の推進															

